

六ヶ所村立千歳平こども園の
民営化に伴う運営法人募集要項

令和8年5月
六ヶ所村こども支援課

1 公募の趣旨

六ヶ所村（以下「村」という。）では、こども園の適正かつ効率的な行財政運営と保育サービスの更なる充実を図るため、「六ヶ所村こども園民営化計画（令和8年度～10年度）」（令和8年2月策定）に基づき、保育所型認定こども園の民営化を行うこととし、令和9年度から、同認定こども園の管理及び運営を行う法人（以下「運営法人」という。）を募集いたします。

2 業務内容

別紙1「六ヶ所村公私連携保育所型認定こども園運営に係る諸条件」によるものとします。

3 民営化施設の概要

施設名	千歳平こども園
所在地	六ヶ所村大字倉内字笹崎 289 番地 3
敷地面積	1,778 m ²
設置年度	平成 29 年 4 月 1 日

（別紙2「千歳平こども園位置図及び平面図」を参照）

4 応募資格

応募に当たっては、応募書類提出時において、次の条件をすべて満たすことが必要となります。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園、同法第3条第1項又は第2項に規定する認可を受けた幼稚園又は認可保育所を運営している法人・会社であること。
- (2) 前号の各施設において、直近に実施された所管する関係機関が実施する監査及び指導検査等において、改善命令を受けていないこと。
- (3) 子ども・子育て関連事業に熱意と識見を有し、村の教育・保育行政に積極的に協力できる法人であること。

- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定の取消しを受けたことがないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により更生又は再生手続きをしていない法人であること。
- (7) 法人の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当するものでないこと。
- (9) 令和 6 年度及び令和 7 年度において公租公課に未納がない法人であること。

5 募集及び選定のスケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------------------------|
| (1) 募集要項の公告 | 令和 8 年 5 月 22 日（金） |
| (2) 質問の受付 | 令和 8 年 6 月 1 日（月）
から 12 日（金）まで |
| (3) 質問への回答期限 | 令和 8 年 6 月 19 日（金） |
| (4) 応募書類提出期限 | 令和 8 年 7 月 22 日（水） |
| (5) 提案審査（プレゼンテーション） | 令和 8 年 8 月 5 日（水） |
| (6) 運営候補者選定・選定結果の通知 | 令和 8 年 9 月 |
| (7) 協定の締結及び公私連携法人の指定 | 令和 8 年 9 月 |
| (8) 法人による運営開始 | 令和 9 年 4 月 1 日 |

6 応募に関する事項

- (1) 提出する書類
 - ① 提出書類様式集の提出書類一覧表（様式 2）の順番に整理し、ページ番号を付番し、提出すること。
 - ② 項目ごとにインデックス付きの仕切りを入れ、インデックスに様式番号を記載すること。
 - ③ 全体をファイル又はバインダー等に綴り、表紙と背表紙に「令和 8 年度六

ヶ所村立千歳平こども園の民営化に伴う運営法人応募書類」及び法人名を記載すること。

- ④ 所定様式が定められているもの以外は、A4縦サイズで、図面等A4に収まらないものは、A4サイズに折りたたんで提出すること。
- ⑤ 応募書類は15部作成し、1部を正本、14部を副本（写し）として提出すること。なお、副本は正本のコピーで可とする（原本証明は不要）。
- ⑥ 応募書類提出後は、応募書類の内容の修正や変更、追加はできない。
- ⑦ 提出された応募書類は全て返却しない。

(2) 応募に係る費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

(3) 留意事項

- ① 応募者は応募申込書の提出をもって本要項の記載事項を承諾したものとみなす。
- ② 応募者が提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。ただし、提案内容の公表その他、村が必要と認める場合には、村は、提出された書類の全部又は一部を応募者の同意を得たうえで、無償で使用するものとする。また、提出された書類は、六ヶ所村情報公開条例（平成14年六ヶ所村条例第126号）の規定に基づき、情報公開の請求により開示することがある。
- ③ 応募書類提出後に、追加資料を求める場合は応じること。
- ④ 応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

7 応募に関する事務手続

(1) 応募書類の配布

① 配布方法

村のホームページからのダウンロードによるほか、「11 問い合わせ先・提出先」で配布する。

② 配布期間

令和8年5月22日（金）から7月15日（水）まで

役場での配布は、土・日・祝日を除く午前8時15分から午後5時まで

(2) 現地見学

現場視察を希望する場合は、応募書類の配布期間中に申し出ること。

(3) 質問の受付

① 受付期間

令和8年6月1日（月）から6月12日（金）まで

② 質問方法

質問票(様式1)に質問内容を簡潔にまとめて入力し、電子メールに添付し、こども支援課宛てに送信すること。質問は、電子メールでのみ受け付け、その他の方法による質問は、原則として受け付けない。

③ 質問への回答期限

令和8年6月19日（金）までに村のホームページにおいて公表する。

(4) 応募書類の提出方法

① 提出方法

郵送または役場こども支援課へ持参すること。

郵送の場合は、簡易書留での郵送とし、発送した旨電話連絡を行うこと。

② 応募書類の提出期限

令和8年7月22日（水）必着

8 選定及び審査に関する事項

(1) 選定について

公募の趣旨に鑑み、事業計画及び提案内容等を総合的に審査し、優れた提案をした者を運営候補者として選定する。

選定に当たっては、有識者等により構成する「六ヶ所村公私連携保育所型認定こども園運営法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、その審査結果を踏まえ、村長が運営候補者を決定する。

(2) 提案審査の実施

- ① 応募者を対象として、令和8年8月5日（水）に、選定委員会による提案審査を行う。

- ② 提案審査は、プレゼンテーション形式で行う。
- ③ 提案審査には、3名以内で出席すること。提案審査を欠席した場合又は指定された参集時刻までに参集していない場合は、当該者は提案審査を辞退したものとみなす。
- ④ 提案審査実施の詳細については、応募者へ別途通知する。

(3) 審査について

プレゼンテーション終了後に、選定委員会において、それぞれの事業計画を審査項目（別紙3）に照らして採点の上、運営候補者を選定する。

また、本募集の内容を達成できないと判断した場合は、運営候補者の選定を行わない場合がある。

(4) 選定結果の公表

すべての応募者へ文書で選定結果を通知するとともに、村のホームページにおいて公表する。（令和8年9月予定）。

9 欠格事項（重要事項）

次の要件に該当した応募者及び運営候補者は、応募書類の内容や審査結果等にかかわらず不適とします。

- ① 運営候補者の選定段階において、選定委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
- ② 応募書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
- ③ 応募書類を7(4)に定める提出方法以外の方法により提出した場合
- ④ 応募書類が7(4)②に定める提出期限以降の日に到着した場合
- ⑤ 応募資格の要件を満たさないこととなった場合
- ⑥ その他村民の疑惑や不信を招くような行為をしたと村長が認める場合

10 協定の締結及び公私連携法人の指定等

運営候補者決定後の、協定の締結及び公私連携法人の指定は、次のとおり行い

ます。

(1) 協定の締結

運営候補者に決定された者と [児童福祉法第56条の8](#) に規定する協定を締結する。協定に定める事項は次のとおりとする。

なお、運営候補者が辞退した場合や不適と判断された場合は、村は次点者との間で協定を締結することができる。

協定に定める事項

- ① 協定の目的となる認定こども園の名称及び所在地
- ② 認定こども園における保育等に関する基本事項
- ③ 村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ 協定の変更及び解除
- ⑦ その他認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

なお、期間満了の1年前までに、法人から申し出がない場合及び、締結期間内において重大な事故や損失がなく、運営状況が適切で公私連携こども園の運営継続に支障がないと村が認めた場合に限り、協定の更新ができるものとする。

(2) 公私連携 [保育法人等](#) の指定

協定締結後、運営候補者を [児童福祉法第56条の8](#) の公私連携 [保育法人等](#) として指定するものとする。

(3) 公私連携 [保育法人等](#) の指定を行わない場合の補償

運営候補者とした後、村との間で協定の締結を行わなかった場合又は、村が公私連携 [保育法人等](#) の指定を行わない場合であっても、運営候補者が本実施要項にしたがって支出した費用等について、村は一切の補償の義務を負わないものとする。

(4) 再委託の禁止

法人は、認定こども園の設置・運営に係る業務について、一括して別法人に再委託してはならない。

11 問い合わせ先・提出先

担 当 六ヶ所村 こども支援課 子育て支援グループ
住 所 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 475 番地
六ヶ所村役場分庁舎 2 階
電 話 0175-72-8145
F A X 0175-72-2243
電子メール rks99073@rokkasho.jp
村公式 HP <http://www.rokkasho.jp/>